

入札に参加される皆様へ

石巻市健康部 健康推進課

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた入札等の手続きの変更について
(お知らせ)**

石巻市が発注する各種工事、業務等における入札及び見積合わせについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、石巻市郵便入札実施要綱（平成20年石巻市告示第126号）の規定を準用し、下記のとおり郵便入札とすることとしましたのでお知らせします。

記

1 実施する期間

令和2年4月17日（金）以降に行う入札公告等の契約の申込みの誘引に係る契約から実施することとし、新型コロナウイルス感染症による事態が収束するまでの間とします。

2 郵便入札の対象

郵便入札を行う場合は、入札公告、指名通知等に「郵便入札」とすることを明記していません。

3 入札書等の提出

- (1) 入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）の提出は、一般書留又は簡易書留による郵便とします。それ以外の方法での受付はできません。
なお、郵便入札のため代理人名での提出はできません。（委任状は不要）
- (2) 入札書等の提出期限は、原則として開札日の前日の午後5時とし、提出期限を過ぎてから到着したものは無効とします。
- (3) 入札書の日付は、入札日（開札日）を記入してください。
- (4) 入札書等は、「入札等の案件名」、「開札日」及び「入札者名」を明記した中封筒に封入封かんし、「入札等の案件名」、「開札日」及び「入札者名」を明記した外封筒に更に封入封かんし、郵送することとしてください。
なお、外封筒のあて先は「石巻市役所」とせず、以下の通り記載してください。
<送付あて先>〒986-8501 石巻市穀町14番1号
石巻市健康部健康推進課 地域医療・総務グループ 行
- (5) 複数の入札等の案件に参加する場合、外封筒は別葉としてください。

4 入札（開札）

- (1) 開札は、公告等で指定する開札日に行います。
- (2) 入札公告等に再度以降の入札等について記載している場合、再度の入札等は開札日当日中に、次のとおり行うこととします。
 - ア 再度の入札等は、初度の入札等で失格とならなかった者全員に、初度の入札等における最低価格のみをFAXにより開示し、再度入札書等をFAXにより送信してもらうこととします。
 - イ 再度の入札により落札者が決定しない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約により契約を締結する。

5 落札候補者等の決定

- (1) 制限付き一般競争入札の落札者が決定したときは、落札者名と金額を、参加者全員にFAX又はメールで送信します。
- (2) 指名競争入札で落札者が決定したとき、又は随意契約の見積合わせで相手方を決定した

ときは、落札者又は相手方の業者名と金額を、参加者全員にFAXで送信します。

6 「くじ」による落札者の決定

落札者となるべき同価格の入札をした入札者等が2者以上ある場合は、次の方法による「くじ」により落札者を決定します。

- (1) 「くじ番号」 落札候補者となるべき同価格の入札者の、入札前資格審査用一般競争入札参加申請書の受取順番を「くじ番号」とします。
- (2) 「くじ順位」 「くじ番号」の小さい者から順に0（ゼロ）から、1、2、3・・・と番号を割り振ります。
- (3) 落札候補者の決定
 - ア 同価格の入札等をした入札者等の「くじ番号」の合計を、同価格の入札をした入札者等の数で割り、余りを算出します。
 - イ 同価格の入札をした入札者等の「くじ順位」が、上記アで得られた余りの数字と同じ者を、落札候補者等とします。

7 入札等の無効及び失格等

入札等の無効及び失格等については、入札公告等、石巻市郵便入札実施要綱（平成20年石巻市告示第126号）及び石巻市建設工事等競争入札参加心得（平成17年石巻市告示第189号）によるほか、次に該当する場合は、入札書等を無効とします。

- (1) 「一般書留」又は「簡易書留」以外の方法で入札書等が提出された場合
- (2) 入札書等が到着期限を過ぎて到着した場合
- (3) 入札書等を封かんする「中封筒」に、入札案件名、開札日及び入札者名が記載されていない場合又は誤った記載がされている場合
- (4) 入札案件が異なる入札書等を別葉とせず、複数案件の中封筒を同一の外封筒に封入している場合
- (5) 入札書の郵送後であっても、開札日の前日午後5時までは入札を辞退することができます。その場合は、開札日前日の午後5時までに健康推進課地域医療・総務グループまで電話連絡のうえ、「入札辞退届」を提出してください。